

## 指名停止措置期間の変更について

### 記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置期間の変更を行ったので、お知らせします。

平成26年7月23日

沖縄総合事務局

### 記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

### 【問い合わせ先】

◎沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 宇田川 泰彦  
契約管理係長 佐々木 義和  
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 政和  
管理第二係 成底 絵奈美  
TEL 098-866-0031 (内 81321、81325) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

## 指名停止措置期間の変更の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

| 指名停止業者名 | 住 所               |
|---------|-------------------|
| 隔測計装（株） | 福岡県福岡市南区寺塚 1-28-5 |

### 2. 従前の指名停止措置期間：

平成26年6月2日～平成26年10月1日（4ヵ月）

### 3. 変更後の指名停止措置期間：

平成26年6月2日～平成26年11月1日（5ヵ月）

### 4. 事実概要

隔測計装（株）の代表取締役は、長崎県南島原市が発注した工事の指名競争入札に関し、南島原市長及び副市長から最低制限価格に関する情報を事前に聞き、公正な入札を妨害したとして平成26年5月20日及び6月10日に長崎県警に公契約関係競売等妨害容疑で逮捕された。そのため「沖繩総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止要領」）別表第2第10号に該当するとして、4ヵ月の指名停止を行った。

今般、同市発注の工事にかかる指名競争入札に関して、隔測計装（株）の代表取締役が平成26年7月1日長崎県警に贈賄容疑で再逮捕された。

### 5. 指名停止措置期間の変更理由

隔測計装（株）の代表取締役が贈賄容疑で再逮捕されたことは、指名停止要領別表第2第4号イに該当するとして、指名停止要領第3第5項に基づき、指名停止措置期間の変更を行った。

#### ○指名停止要領

（指名停止の期間の特例）

#### 第3

- 5 局長は、指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、委員会等の意見を聴取のうえ別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。（後略）

#### ○指名停止要領 別表第2

| 措 置 要 件   | 期 間                          |
|---|------------------------------|
| (贈賄)<br>4 次のイ又はロに掲げる者が当局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。<br>イ 代表役員等                     | 逮捕又は公訴を知った日から<br>3ヵ月以上9ヵ月以内  |
| (公契約関係競売等妨害又は談合)<br>10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 | 逮捕又は公訴を知った日から<br>3ヵ月以上12ヵ月以内 |